大学設置･学校法人審議会の審査体制について

大学設置・学校法人審議会
≪委員：29人以内（政令）≫

大学設置分科会
【委員：15人，特別委員：30人】

名称，教育課程，教育研究実施組織，校地，校舎等について，学校教育法及び「大学設置基準」等に適合しているかどうかを審査。

○　審査案件の最終判定
○　附帯事項の決定

学校法人分科会
【委員：14人，特別委員： 11人】

財政計画・管理運営等について，私立学校法及び「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に適合しているかどうかを審査。

○　審査案件の最終判定
○　附帯事項の決定

運営委員会
【分科会委員（分科会長・分科会長職務代理を含む。）及び特別委員】

○　分科会の議案の整理
○　審査会相互間の調整
○　分科会から特に付託された事項の審議

特別部会
【分科会委員又は特別委員及び専門委員】

○　特別の事項を審議
（学校法人制度に係る事項など）

学生確保審査特別部会
【分科会委員又は特別委員及び専門委員】※構成員固定

○　学生確保に関する審査方法の決定
○　学生確保に関する審査意見の作成
○　学生確保に関する附帯事項案の作成

審査会
【分科会委員・特別委員・専門委員】

○　審査意見の作成
○　判定案の作成
○　附帯事項案の作成

※　審査案件数に応じて，3審査会（第1～第3）体制で審査
※　別途，特別審査会（国際化（ＪＤ），学際領域等 ）を設置
※　必要に応じて，産業界等の見識を有する「参考人」の所見を参考とする

連携

設置計画履行状況等調査委員会
【分科会委員・特別委員・専門委員】

○　設置計画履行状況等調査の実施に関する事項等

専門委員会
【専門委員】※専門委員の総勢は約300人

○　教育課程・教育研究実施組織その他専門事項の審査意見案の作成（専門審査）
○　基幹教員（専任教員）の資格審査（教員審査）

※　教育学・保育，法学，経済学，理学，工学，情報，環境，保健衛生学等の32専門委員会から，審査対象案件の学問の専攻分野に応じて設置